

令和4年度庄内総合運動公園複合遊具設置工事

公募型プロポーザル実施要領

令和4年5月

大分県由布市

1 目的

屋外で新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じながら子どもたちの身体的機能等の向上を図るため、由布市庄内総合運動公園内に未就学児を対象にした複合遊具等を整備するに当たり、複合遊具等の整備に係る設計・施工業務を一括して行う事業者（以下、「事業者」という。）をプロポーザル方式にて選定するための参加資格要件、技術提案手続き及び審査評価基準等について必要な事項を定めるものとする。

2 工事等の概要

(1) 工事名

令和4年度庄内総合運動公園複合遊具設置工事

(2) 発注方式

本プロポーザルは、提案を受けた上で遊具等の実施設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式である。

(3) 事業等の内容

複合遊具等の設計、設置工事一式（基礎工事含む）

詳細については、別紙「令和4年度庄内総合運動公園複合遊具設置工事 要求水準書」のとおり。

(4) 工期

契約締結日の翌日から令和5年3月10日（金）まで

(5) 施工場所

由布市庄内町大龍1400番地

由布市庄内総合運動公園内（由布市庄内公民館みんなの広場）

(6) 提案上限額

25,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※実施設計、製品製作及び設置工事等の全てを含む。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 参加参加申込書の提出期限から契約締結日において官公庁から指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号若しくは第6号の規定に該当しない者であること。
- (6) 由布市暴力団排除条例（平成23年条例第1号）第2条第1号若しくは第2号の規定に該当しない者であること。
- (7) 九州管内に本店又は支店、営業所を置く者であること。
- (8) 過去10年以内に国又は地方公共団体等が発注した工事において、本総事業費と同規模程度の遊具設備設置工事を元請（共同企業体として受注した場合にあっては、出資比率が50%以上に限る。）し、完工した実績を3回以上有する者であること。
- (9) (一社) 日本公園施設業協会技術資格者制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する専任主任技術者を配置できること。
- (10) (一社) 日本公園施設業協会が認定する SP マーク表示認定企業であること。
- (11) 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による「とび・土工・コンクリート工事」または「造園工事」に係る建設業許可を受けており、経営審査事項を受けていること。

4 スケジュール

| | 実施内容 | 実施期間又は期日 |
|----|--------------------------|----------------------------------|
| 1 | プロポーザルの公告・実施要領の公表 | 令和4年5月18日（水） |
| 2 | 参加申込書受付期間 | 令和4年5月18日（水）から 令和4年6月3日（金）まで |
| 3 | 質問書受付期間 | 令和4年5月18日（水）から 令和4年5月24日（火）まで |
| 4 | 質問書回答期限 | 令和4年5月27日（金） |
| 5 | 参加資格審査結果通知 提案書提出要請書送付 | 令和4年6月8日（水） |
| 6 | 提案書受付期間 | 提案書提出要請書受理日 から 令和4年7月8日（金）まで |
| 7 | 提案書に関する質問書の 受付期間 | 提案書提出要請書受理日 から 令和4年7月1日（金）まで |
| 8 | 提案書に関する質問書に対する回答期限 | 令和4年7月5日（火） |
| 9 | 審査委員会（プレゼンテーション） | 令和4年7月15日（金）（予定） |
| 10 | 審査結果通知・公表 | 令和4年7月20日（水）（予定） |
| 11 | 工事請負契約 | 令和4年8月上旬（予定） |

※ スケジュールは、変更することがあります。

5 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- ② 由布市暴力団排除条例に基づく誓約書（様式第2号）
- ③ 配置予定技術者届（様式第3号）
資格者証及び健康保険被保険者証等の雇用関係、雇用期間が確認できるものの写しを添付すること。
- ④ 会社概要書（任意様式会社概要のわかるパンフレット等）
- ⑤ 本実施要領3（8）の施工実績が確認できる資料
（工事名、請負金額、施工場所、受注形態、工期、発注機関、工事概要が確認できる資料又は工事実績情報システム（CORINS）に基づく「登録内容が確認できる書類」の写し。）
- ⑥ 建設業許可通知書の写し
- ⑦ 経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- ⑧ （一社）日本公園施設業協会発行のSPマーク表示認定企業認定証の写し

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期間

令和4年5月18日（水）から令和4年6月3日（金）17時まで

(4) 提出方法

本実施要領14に記載する住所に持参（閉庁日を除く8時30分から17時までの執務時間内）、配送（配達過程が確認できるもので提出期限までに必着）又は郵送（配達証明書付き簡易書留郵便に限り、提出期限までに必着）により提出すること。

(5) 参加資格審査結果通知

事務局にて参加資格の書類審査を行い、令和4年6月8日（水）までに参加資格審査結果通知書（様式第4号）にて結果を通知する。

また、審査により参加資格要件を満たしている者にはプロポーザル提案書提出要請書（様式第5号）を併せて通知する。

6 質問書の提出

(1) 提出期間

令和4年5月18日（水）から令和4年5月24日（火）17時まで

(2) 提出方法

本実施要領14に記載するメールアドレスに電子メールにて質問書（様式第8号）を提出すること。なお、来庁や電話等での受付は行わない。

(3) 質問に対する回答

令和4年5月27日(金)までに質問者名等を伏せた上で、質問内容と併せ質問者に電子メールにて回答するとともに、由布市公式ホームページにて公表する。

7 提案書等の提出

(1) 提出書類

①提案書(様式第6号)及び添付書類

(ア)提案目的物の概要図(完成予想イラスト)A3版

(イ)遊具等の配置計画図

(ウ)その他各種図面(平面図、立面図、構造図等)

(エ)遊具設置後20年間の維持管理経費を説明する資料

(オ)その他必要に応じた補足説明資料

②施工計画書(工程計画、施工方法等)(任意様式)

※サイズは問わないがA4サイズに製本(折りたたむ等)すること。

③工事費内訳書(見積書)(任意様式)

※工事費内訳書はA4サイズとし、様式は任意とする。

記載内容は工事項目ごとに金額等を明らかにするとともに必要に応じ品質、数量及び単価等を付記するものとする。

※本工事費内訳書に「値引き」などの経費の積算根拠が不明確となる項目は記載しないこと。ただし、1万円未満の金額を「端数処理」として切捨てる場合はこの限りでない。

④地元企業活用計画書(様式第7号)

(2) 提出部数 8部(正本1部、副本7部)

※提出書類の電子データ(PDF形式)をDVD又はCDに保存して1部を提出すること。

(3) 提出期間

提案書提出要請書受理日から令和4年7月8日(金)まで

(4) 提出方法

本実施要領14に記載する住所に持参(閉庁日を除く8時30分から17時までの執務時間内)、配送(配達のプロセスが確認できるもので、提出期限までに必着)又は郵送(配達証明書付き簡易書留郵便に限り、提出期限までに必着)により提出すること。

(5) 留意事項

①提案書は、1部ごとファイルに綴じ、様式ごとにインデックスを付けること。

(ファイルの表紙に「提案書」と記載すること)

②使用する文字の大きさは、11ポイント以上とする。

③カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。

- ④日本語で作成した上、ページ番号を付する。
- ⑤提出された提案書等は返却しない。
- ⑥提出された書類は、プロポーザル審査のために複製することができるものとする。
また、当市が必要と認めた場合は提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ⑦提案書の提出は、1社につき1案とする。
- ⑧提案書の提出後は、提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、配置予定技術者の変更は、協議の上、当市が同等以上の実績・能力を有すると認める者に限り変更を認める。
- ⑨提案書の作成のために当市から受領した資料は、当市の了解なく公表及び使用してはならない。
- ⑩本工事の提案に当たっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認すること。

8 提案書に関する質問書の提出

(1) 提出期間

提案書提出要請書受理日から令和4年7月1日（金）17時まで

(2) 提出方法

本実施要領14に記載するメールアドレスに電子メールにて質問書（様式第8号）を提出すること。なお、来庁や電話等での受付は行わない。

(3) 質問に対する回答

令和4年7月5日（火）までに質問者名等を伏せた上で、質問内容と併せ参加申込者全員に電子メールにて回答する。

9 現地視察

参加者の現地視察は事前に事務局に連絡し、由布市庄内総合運動公園及び由布市庄内公民館の利用者に影響を与えない範囲で行うこと。

10 優先交渉権者の選定

(1) 審査委員会の設置

本工事における優先交渉権者の選定に当たり「令和4年度庄内総合運動公園複合遊具設置工事に係るプロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。なお、審査委員会は非公開とする。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング

①審査日時、会場

(ア) 令和4年7月15日（金）（予定） 由布市役所本庁舎会議室

(イ) 詳細については、参加資格要件を有する参加者に事務局が通知する。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症予防のため、状況によりオンライン会議等、審査方法を変更することがある。

②所要時間

(ア) プレゼンテーション 20分以内

(イ) ヒアリング 10分以内

③使用機器

プレゼンテーションに必要な機器は持参すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは当市が準備する。

④参加人数

1社につき、最大4名とする。

⑤その他

プレゼンテーションは提出された提案内容に基づいて行うこととし、提案内容と関連のない追加資料の提示は認めない。またプレゼンテーション（質疑応答含む）の順番は提案書の受付順とする。

(3) 審査

①審査方法

プロポーザルの審査は、評価基準表（別紙1）に基づき、事務局で行う「客観評価」と審査委員会が行う「主観評価」により実施する。

②失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(ア) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(イ) 審査委員会委員や関係者と本プロポーザルに係る質問等の連絡をしたとき。

(ウ) 公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認めたとき。

(エ) 参加資格要件を満たさないことが判明したとき。

(オ) 提案上限額を超える提案をしたとき。

(カ) プレゼンテーション開始時刻までに会場に来なかったとき。

(キ) その他、本実施要領に定める手続きによらなかったとき。

③その他

提案者が1者の場合でも審査を実施し、合格基準点を超えていれば当該事業者を選定する。なお、合格基準点は満点の6割以上とする。

(4) 優先交渉権者等の決定

評価基準の合計得点に基づき、優先交渉権者及び次点候補者を決定し、提案者全員に「プロポーザル審査結果通知書」（様式第9号）にて通知する。

なお、合計点が最も高い提案者が複数いる場合は、工事内訳書の金額が低い最高点提案者を優先交渉権者とする。

(5) 審査結果に対する問い合わせ等

審査結果に関する電話等による問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

1 1 契約

(1) 契約の締結

優先交渉権者と提案書等の内容に関する協議を行った後、地方自治法施行令第167条の2に規定する随意契約の方法により契約を締結する。

契約の締結は、市と契約候補者において提案した内容等について協議し、双方が合意した場合に行う。

ただし、契約候補者と合意に至らなかった場合は、その者と契約の締結を行わず、次点候補者を契約交渉の相手方とする。

(2) 留意事項

候補者が契約締結までに次に掲げる事項に該当する場合は、契約を締結しないことがある。

- ① 正当な理由なくして契約の締結に応じないとき。
- ② 資金事情の悪化等により、事業の履行に支障があると認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により受託者として相応しくないと認められるとき。

1 2 著作権、意匠及び提出物等の取り扱い

(1) 著作権及び意匠

- ① 提出物等の著作権は、第3者に帰属するものを除き、それぞれ提案者に帰属する。
- ② 提出物の中で、第3者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）に認められた場合を除き、当該第3者の承認を得ておくこととする。
- ③ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として参加者が負うものとする。

(2) 提出物等の取り扱い

提出物等については、本プロポーザルに関する公表、展示その他本プロポーザルに必要と認められる場合は、本市は提案者の承諾を得ずに無償で使用及び複製できるものとする。

1 3 その他

- ① 提出書類等の作成及び提案書・プレゼンテーション審査に際して必要となる費用は、全て参加者の負担とする。
- ② プレゼンテーションに参加するものは、参加申込書の提出をもって本要領等の記載内容に承諾したものとみなす。

- ③企画提案書には、提案者が実現を約束したものとみなすため確実に実現できる範囲内で記載すること。
- ④有料オプションなど、別途費用（本要領7（1）①（エ）に掲げる事項は除く。）を必要とする企画提案書への記載は受け付けない。
- ⑤事業者選定における会議は非公開とし、評価内容については由布市公式ホームページにて公表する。
- ⑥辞退する場合は必ず辞退届（様式第10号）を提出すること。
- ⑦契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額に相当する額とする。

1.4 問い合わせ先（事務局）

由布市教育委員会スポーツ振興課（担当：生野）

住 所 〒879-5498

大分県由布市庄内町柿原302番地

電 話 097-582-1217

F A X 097-582-1245

メール sports@city.yufu.lg.jp